

## 警察犬嘱託等運営要綱について(例規通達)

(昭和42年9月2日)

(栃鑑発第2535号栃木県警察本部長通達)

民間所有の警察犬を審査、嘱託し警察犬として有効に利用し得られるよう「警察犬嘱託等運営要綱」を次のように定めたから、犬のもつ特性を理解し、犯罪捜査上実効をあげられたい。

### 警察犬嘱託等運営要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、警察犬指導士及び警察犬(以下「警察犬等」という。)の嘱託並びに運営について必要な事項を定めるものとする。

(委員会の設置等)

第2 警察犬等の嘱託の適正を図るため、栃木県警察本部に警察犬等審査委員会(以下「委員会」という。)をおく。

2 委員会および警察犬等についての事務は、栃木県警察本部刑事部鑑識課(以下「鑑識課」という。)において行なうものとする。

(委員会の構成)

第3 委員会は、委員長および委員をもつて構成する。

2 委員長は、栃木県警察本部長(以下「本部長」という。)とし、委員には、刑事部長、刑事部鑑識課長及び刑事部刑事総務課長をもつてあてるほか、警察犬等についての知識、経験を有する警察職員以外の者を委嘱する。

委嘱を受けた者の任期は、1年とする。ただし、再任をさまたげない。

(委員会の審査)

第4 委員会は、毎年1回警察犬等の嘱託に必要な審査を実施する。

審査は、警察犬指導士については指導の能力を、警察犬については、搜索、選別、服従及び警戒の能力についての審査を実地又は選考により行う。

審査の実施期日、場所及び審査要領は別に定める。

なお、出場資格については、犬の種別を限定してはならない。

(警察犬等の嘱託)

第5 警察犬等の嘱託は、委員会の審査に合格したものの中から地域的な出動体制の適否を調査し、その結果に基づき本部長が行う。

2 警察犬等の嘱託は、無給とする。

3 警察犬等の嘱託をしたときは、警察犬指導士及び警察犬の所有者とあらかじめ使用についての協議を行い、名簿とともに所属長に通知しなければならない。

(嘱託書の交付)

第6 嘱託は、警察犬指導士に対しては嘱託書(様式第1号)、警察犬の所有者に対しては嘱託書(様式第2号)を交付する。

(嘱託の期間)

第7 警察犬等の嘱託の期間は、嘱託の日から1年とする。ただし、本部長が必要と認めるときは変更することができる。

(期間満了前の取消し)

第8 次の場合は、期間満了前であつても、嘱託を取り消すことができる。

- 1 所有者が変つたとき。
- 2 嘱託を辞退したとき。
- 3 死亡したとき。
- 4 前3号のほか、嘱託をしておくことが適当でないと認めるとき。

(嘱託書の返納)

第9 嘱託の期間が満了し、又は取消しをしたときは、速やかに嘱託書の返納の手続をとらなければならない。

(名誉警察犬指導士)

第10 本部長は、長年警察犬指導士として優れた手腕を発揮するなど、その功績が特に顕著な者に対し、名誉警察犬指導士の称号を贈ることができる。

(警察犬の使用)

第11 警察犬の使用は、栃木県警察犯罪捜査規程(平成12年栃木県警察本部訓令乙第19号)の定めるところによる。

(謝金)

第12 本部長は、警察犬等を使用したときは、予算の範囲内で謝金を支給するものとする。

(災害見舞金の支給)

第13 本部長は、嘱託した警察犬が出動中の災害により死亡し、廃疾す又は疾病にかかり若しくは負傷した場合には、別に定めるところにより災害見舞金を支給することができる。

(簿冊の備付け等)

第14 鑑識課は、警察犬指導士嘱託台帳(様式第3号)及び警察犬嘱託台帳(様式第4号)を備え付けて、所要事項を整理しておかなければならない。

(要綱の施行期日)

第15 この要綱は、公布の日から施行する。